

環境物品等の調達の推進を図るための方針について

独立行政法人
国立健康・栄養研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規定に基づき、平成22年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

環境物品等の調達の推進を図るための方針

I. 特定調達物品等の平成22年度における調達の目標

平成22年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成22年2月5日閣議決定以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ・コピー用紙 | ・印刷用紙（カラー用紙を除く） |
| ・フォーム用紙 | ・印刷用紙（カラー用紙） |
| ・インクジェットカラープリンター用
塗工紙 | ・トイレトペーパー
・ティッシュペーパー |

2. 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-------------|---------------|
| ・シャープペンシル | ・OAフィルター（枠あり） |
| ・シャープペンシル替芯 | ・丸刃式紙裁断機 |
| ・ボールペン | ・カッターナイフ |
| ・マーキングペン | ・カッティングマット |
| ・鉛筆 | ・デスクマット |

- ・スタンプ台
- ・朱肉
- ・印章セット
- ・印箱
- ・公印
- ・ゴム印
- ・回転ゴム印
- ・定規
- ・トレー
- ・消しゴム
- ・ステープラー
- ・ステープラー針リムーバー
- ・連射式クリップ (本体)
- ・事務用修正具 (テープ)
- ・事務用修正具 (液状)
- ・クラフトテープ
- ・粘着テープ (布粘着)
- ・両面粘着紙テープ
- ・製本テープ
- ・ブックスタンド
- ・ペンスタンド
- ・クリップケース
- ・はさみ
- ・マグネット (玉)
- ・マグネット (バー)
- ・テープカッター
- ・パンチ (手動)
- ・モルトケース
(紙めくり用スポンジケース)
- ・紙めくりクリーム
- ・鉛筆削 (手動)
- ・OAクリーナー (ウェットタイプ)
- ・OAクリーナー (液タイプ)
- ・ダストブロワー
- ・レターケース
- ・メディアケース
- ・マウスパッド
- ・OHPフィルム
- ・絵筆
- ・絵の具
- ・墨汁
- ・のり (液状) (補充用を含む。)
- ・のり (澱粉のり) (補充用を含む。)
- ・のり (固形)
- ・のり (テープ)
- ・ファイル
- ・バインダー
- ・ファイリング用品
- ・アルバム
- ・つづりひも
- ・カードケース
- ・事務用封筒 (紙製)
- ・窓付き封筒 (紙製)
- ・けい紙
- ・起案用紙
- ・ノート
- ・パンチラベル
- ・タックラベル
- ・インデックス
- ・付箋紙
- ・付箋フィルム
- ・黒板拭き
- ・ホワイトボード用イレーザー
- ・額縁
- ・ごみ箱
- ・リサイクルボックス
- ・缶・ボトルつぶし機 (手動)
- ・名札 (机上用)
- ・名札 (衣服取付型・首下げ型)
- ・鍵かけ (フックを含む。)
- ・チョーク
- ・グラウンド用白線
- ・梱包用バンド

3. オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・いす	・コートハンガー
・机	・傘立て
・棚	・掲示板
・収納用什器（棚以外）	・黒板
・ローパーティション	・ホワイトボード

4. OA機器

平成22年度に購入する物品及び平成22年度より新たに貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

・コピー機	・ディスプレイ
・複合機	・シュレッダー
・拡張性のあるデジタルコピー機	・デジタル印刷機
・電子計算機	・記録用メディア
・プリンタ	・一次電池又は小型充電式電池
・プリンタ/ファクシミリ兼用機	・電子式卓上計算機
・ファクシミリ	・掛時計
・スキヤナ	・トナーカートリッジ
・磁気ディスク装置	・インクカートリッジ

5. 移動電話

平成22年度に購入する物品及び平成22年度より新たに貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

・携帯電話	・PHS
-------	------

6. 家電製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・電気冷蔵庫	・電気便座
・電気冷凍庫	・電子レンジ
・電気冷凍冷蔵庫	

7. エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・エアコンディショナー	・ストーブ
・ガスヒートポンプ式冷暖房機	

8. 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|---------------|---------|
| ・ヒートポンプ式電気給湯器 | ・石油温水機器 |
| ・ガス温水機器 | ・ガス調理機器 |

9. 照明

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|------------------|-----------|
| ・蛍光灯照明器具 | ・蛍光ランプ |
| ・LED照明器具 | ・電球形状のランプ |
| ・LEDを光源とした内照式表示灯 | |

10. 自動車等

一般公用車	調達予定なし。
一般公用車以外の自動車	調達予定なし。
ETC対応車載器	調達予定なし。
カーナビゲーションシステム	調達予定なし。
乗用車用タイヤ	調達目標は100%とする。
2サイクルエンジン油	調達目標は100%とする。

11. 消火器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | |
|------|
| ・消火器 |
|------|

12. 制服・作業服

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-----|------|
| ・制服 | ・作業服 |
| ・帽子 | |

13. インテリア・寝装寝具

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-------------|---------------|
| ・カーテン | ・ニードルパンチカーペット |
| ・布製ブラインド | ・毛布 |
| ・タフテッドカーペット | ・ふとん |
| ・タイルカーペット | ・ベッドフレーム |
| ・織じゅうたん | ・マットレス |

14. 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | |
|-------|
| ・作業手袋 |
|-------|

15. その他の繊維製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・集会用テント	・のぼり
・ブルーシート	・幕
・防球ネット	・モップ
・旗	

16. 設備

いずれの品目においても、調達を実施する予定はない。

・太陽光発電システム（公共・産業用）	・生ゴミ処理機
・太陽熱利用システム（公共・産業用）	・節水機器
・燃料電池	・日射調整フィルム

17. 防災備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・ペットボトル飲料水	・テント
・缶詰	・ブルーシート
・アルファ化米	・一次電池
・乾パン	・非常用携帯燃料
・レトルト食品等	・作業手袋
・毛布	

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断	調達予定なし。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達予定なし。
自動車専用タイヤ更生	調達予定なし。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達目標は100%とする。
植栽管理	調達予定なし。
清掃	調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
害虫防除	調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達目標は100%とする。

蛍光灯機能提供業務	調達予定なし。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達予定なし。
クリーニング	調達目標は100%とする。

II. 特定調達物品等以外の平成22年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は、すべての部署を対象とする。
2. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ等の環境ラベルの情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
6. 本調達方針に基づく相談窓口は、事務部会計課契約管理係とする。